

①-1 介護保険料決定通知書（表紙・裏表紙）

上下と右側がミシン目になっており、この部分を切り取って中を読む形式です。



○決定通知書は色が3種類あり、保険料の支払い方法によってかわります。

- ①緑色・・・年金から天引きされる特別徴収
- ②青色・・・口座振替
- ③茶色・・・代理納付（生活保護）

ほとんどの方が ①（緑色）の特別徴収です。①～③は説明文の内容が少し違いますが、所得段階が記載されている場所は同じです。

①-2 介護保険料決定通知書

「1~3」段階は非課税世帯

令和7年度 熊本市介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書

令和7年度分の介護保険料額が次のとおり決定しましたので通知します。 令和7年 7月29日
つきましては 令和7年度分・令和8年度分(令和8年4月-6月-8月)の介護保険料について、次のとおり年金から特別徴収しますので通知します。 熊本市長

被保険者番号	0000000006
被保険者氏名	介護太郎
特別徴収義務者	厚生労働大臣
特別徴収対象年金	老齢基礎年金
算定期日	令和7年 6月28日

※この通知書は、令和7年 6月28日 時点の資格に基づいて作成しています。資格等の変更が生じた方へは、別途翌月以降に変更通知書を送付します。

令和7年度に納付する介護保険料額	76,800円	
(期別保険料額)		
月 期	保 険 料 額	
	特 別 徴 収	普 通 徴 収
4月期	12,800	
5月期		
6月期	12,800	
7月期		
8月期	12,800	
9月期		
10月期	12,800	
11月期		
12月期	12,800	
1月期		
2月期	12,800	
3月期		
小 計	76,800	
合 計	76,800	

・今回決定した令和7年度の介護保険料(年額)から、4月期・6月期の金額を差し引き、残りの金額12,800円を12ヶ月に割り付けます。
(100円未満の端数は1円未満)。
・年金保険者(日本年金振込通知書)に記載されている介護保険料とは金額が異なる場合がありますが、本通知の介護保険料が新たに決定したものです。

(年金天引き日)

令和7年4月	令和7年4月15日	令和7年10月	令和7年10月15日
令和7年5月	令和7年5月13日	令和7年12月	令和7年12月15日
令和7年8月	令和7年8月15日	令和8年2月	令和8年2月13日

3

保険料の算定		あなたの所得段階		所得段階
保険料算定期間		月数①	所得段階	保険料年額②
R 7. 4	～ R 8. 3	12	5	76,800
③ 減 免 額	④ 保険料積算額	② × ① ÷ 12	確定保険料額	④ - ③
0	76,800		76,800	

なお、100円未満の端数については10月期に加算します。
保険料所得段階表は、2ページをご参照ください。

算誤の根拠

世帯	本 人	合 計 所 得 金 額
課 稅	非課税	42,228 934,759

- ・所得の申告がない方は、仮の所得段階として非課税世帯であれば3段階、課税世帯であれば5段階として計算します。
- ・「世帯」とは、原則として、4月1日現在での住民基本台帳登録世帯をもとに算定します。(ただし、4月2日以降に世帯をもつて65歳に到達した方は、その年度はそれぞれにへりこみ算定日現在の世帯となります。)

令和8(2026)年度の介護保険料特別徴収(仮算定)について

あなたの令和8年度分(4月・6月・8月)の特別徴収(仮徴収)額は次のようにになります。
(令和8年の2月に年金から天引きされる介護保険料と同額です。)

令和8年度特別徴収額(4月)	12,800
令和8年度特別徴収額(6月)	12,800
令和8年度特別徴収額(8月)	12,800

特別徴収額の平準化のため、8月期の特別徴収額を変更する場合があります。

介護保険料の減免

- 保険料所得段階が第2段階・第3段階の方は、次の1~5の全ての要件に該当すれば、申請により第1段階相当額に減額する制度があります。

1. 世帯の年間収入見込額(給与・年金・事業収入等全ての収入)が減免基準額を超えない方。
2. 市民税(住民税)を課税されている方の健康保険の被扶養者となっていない方。
3. 預貯金額が減免基準額を超えない方。
4. 居住用以外に処分可能な土地・家屋を有していない方。
5. 介護保険料の滞納がない方。

- また、世帯の生計維持者が災害により損害を受けた場合や失業・死亡などの理由により収入が著しく減少した場合など、申請により介護保険料を減免できる場合があります。
詳しくは、各区役所福祉課までお問い合わせください。

(減免基準額)

	収入基準額(年額)	預貯金基準額
単身世帯	100万円	200万円
2人世帯	150万円	400万円
3人世帯	200万円	500万円
4人世帯	250万円	500万円
以後1人増えるごとに50万円加算		

※障害者加算：世帯員に生活保護による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第1第2章の2の規定に定める障害者加算の対象者がいる場合は、同基準に基づき算定した額を収入基準額に加算します。

4

対象者の所得段階はこのページの右上に記載されています

② 介護保険料納付通知書（冊子形式）

17.5 cm

10 cm

860-8618
郵便区内特別
熊本中央手取本町
1番1号
介護 太郎 様

000107120242024000000000101050600000001009



以下
が有

令和7年度 熊本市介護保険料のお知らせ

算定日 令和 7年 6月28日

この納付書は令和8年(2026年)5月31日まで使用できます。(ただし、郵便局については納期限

以下の記載内容になっているものが有効。記載内容が異なるもの（仮算定）は不可。

※この通知書は各種手続き(高齢者向け定期予防接種の自己負担免除申請等)に使用できる場合がありますので大切に保管してください。予防接種については感染症予防課(096-364-3189)までお問い合わせください。

令和 7 年度対象分 介護保険料明細書		あなたの所得段階は		
被保険者番号 000000002	被保険者氏名 介護 太郎	5 段階	です	
(保険料算定基準)		決定理由	当初額(課)(本算)	
保 険 料 算 定 期 間	月数 ①	所得 段階	保 険 料 年 額 ②	保 険 料 算 定 ②×①÷12
④ Ⅱ 7. 4 ～ Ⅱ 8. 3	12	5	76,800	76,800
⑤	減 免 額			0
確定保険料額 (A - B)				76,800

【保険料の算定】

あなたの保険料所得段階は、令和6年中の所得状況などをもとに算定した結果、
段階となります。

賦課の選択		合計所得金額 公的年金等収入金額
世帯	本人	
課 稅	非課税	184,405

年度を確認
してください

「1～3」段階は
非課税世帯

③ 介護保険料納入通知書

年度を確認
してください

860-8618
熊本市中央手取本町
1番1号

介護 大部 博

简便区内特别

令和 7年 7月29日

本
市
長

(00002)

介護保険料 納入通知書

今後もよろしく次の通り決定しましたので通知します。

令和 7 年度 (令和 7 年度賦課分)

第2章 会议组织

世帯	本人	合計所得 年金収入	所得段階
非課税	非課税	739,181 1,577,321	第3段階

年間保険料	49,536 円
仮徴収額	49,536 円
差引保険料	0 円

アカデミックの保険料納付簿

徵收方法	特別徵收
特別徵收 義務者	厚生労働大臣
特別徵收 对象年金	老齢基礎年金

二わからぬ保険料納付額

徵收方法	普通徵收
特別徵收	
表揚者	

期間別徴収額		保 険 料	普通徴収の場合の 納 期 限
月	特別徴収	普通徴収	
4月	43,500		令和 7年 4月30日
5月			令和 7年 5月 2日
6月		6,036	令和 7年 6月30日
7月			令和 7年 7月31日
8月			令和 7年 8月 1日
9月			令和 7年 9月30日
10月			令和 7年 10月31日
11月			令和 7年 11月 1日
12月			令和 8年 1月 5日
1月			令和 8年 2月 2日
2月			令和 8年 3月 2日
3月			令和 8年 3月31日
計		49,536	

保険料算定の基礎

期間	段階	月数(前半:後半)	基準額	保険料額
4月～3月	03	12	49,536	49,536
			合計	49,536

金融機関名

種別 口座番号
中行 444444
口座名義人

問い合わせ 中央区役所 福祉課
熊本市中央区手取本町1番1号

TRT 3: 098-128-2211

（審査請求等について）
この規約の文言がある場合は、既にがあったことを知った日の翌日から起算して六月以内に、審査請求権者等に対し審査請求することができます。

ただし、前回が開催された翌日から超過して1年を経過した場合は、この限りではありません。

【株式会社】 横本台中区役所前ビル 5丁目13-11 電話 066-335-2211

なお、この処分については、審査請求に対する抗辯を経た場合に限り、当該審査請求に対する抗辯があったことを知った日の翌日から監視して 6か月以内に、熊本市を被告として（訴状において熊本市を代表する者は熊本府長となります。）、処分の取消しの訴を提起することができます（なお、当該審査請求に対する

ただし、次の①から④にいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで原査定の査定の訴えを提起することができます。 通知書番号

④ 営業請求があった日の翌日から起算して3ヶ月を超過しても請求がないとき、

② 部分、部分の執行又は手続きの続行により生ずる新しい損害を避けるため懲罰の必要があるとき。

④ その施設を経ない上につき正当な理由があるとき。

10

このページの無断転載及び複製等の行為はご遠慮ください。

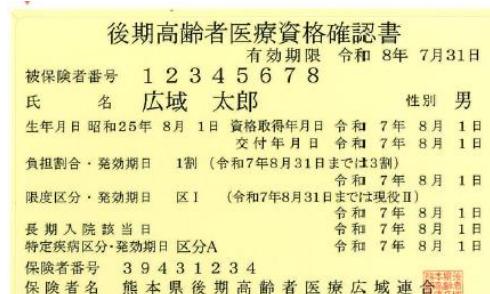
⑤ マイナ保険証・資格確認書（満75歳以上の方のみ）

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の紙での新規発行が終了し、マイナ保険証・資格確認書（マイナ保険証を持っていない方）に移行しました。
今後はマイナ保険証あるいは資格確認書での確認をお願いいたします。

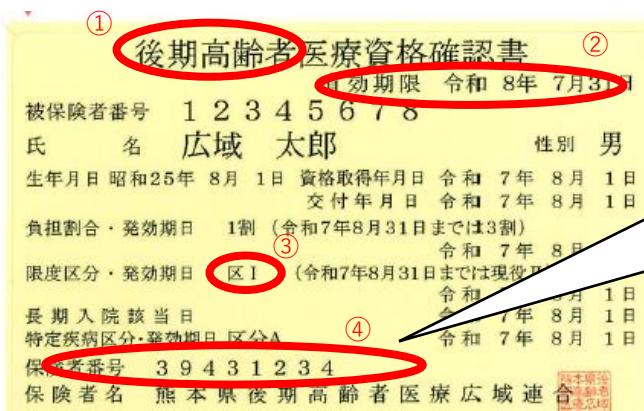


マイナ保険証

or



従来の「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」
有効期限切れのため使用不可



保険者番号
「39431002」の方は
熊本市民

確認ポイント

- ①「後期高齢者医療資格確認書」であること
(75歳以上の方のみマイナ保険証・資格確認書での自己負担免除確認可)
- ②有効期限内のマイナ保険証・資格確認書であること
- ③限度区分に「区I」・「区II」と記載されていること
- ④保険者番号が「39431002」であること（熊本市民であること）

※マイナ保険証についても、後期高齢者（75歳以上）の方のみ自己負担免除対象者の確認可能

（前期高齢者（70～74歳）の方はマイナ保険証および資格確認書での確認NG）